

会員各位

所 沢 商 工 会 議 所
会 頭 三 上 誠



会費改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は所沢商工会議所事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当所では平成 19 年度の改定以来 19 年余り会費を据え置いて参りましたが、事業規模の拡大や経費の上昇が続いており、現時点では健全な財政運営を維持しているものの、このまま据え置いた場合、将来的に安定した事業運営の継続が困難になることが見込まれています。今後も会員の皆様への支援を維持・充実させ、地域経済を支える商工会議所としての役割を果たしていくため、安定した財政基盤の確保が必要と判断し、総務委員会での慎重な審議（令和 8 年 5 月 22 日諮問、同年 7 月 10 日答申）を経て、令和 8 年 7 月 30 日開催の臨時議員総会において、下記のとおり会費改定にかかる規約の一部改正が議決されましたのでお知らせいたします。

敬具

記

改定内容

項目	現行	改定後	適用開始
会費単価 (1 口あたり)	2,500 円	3,000 円 (+500 円/+20%)	令和 9 年 4 月 1 日
最低口数・区分・ 算定基準	変更ありません（現行どおり）		

【重要】新単価の適用時期

新単価は令和 9 年 4 月分会費からの適用となるため、令和 9 年 5 月 20 日ご請求分からの適用となります。
令和 8 年 10 月 20 日ご請求分は、現行単価（2,500 円/口）のまま変更ございません。

よくある質問

Q. なぜ会費を改定するのですか？

平成 19 年度以来 19 年余り据え置いてきた一方、事業規模は約 1.9 倍に拡大し、経費も増加しています。会員サービスや設備・機能を将来にわたり維持・向上するための財政基盤強化が目的です。

Q. いつの請求分から新単価になりますか？

令和 9 年 5 月 20 日ご請求分からです。令和 8 年 10 月 20 日ご請求分は現行単価のままです。

Q. 最低口数や区分等の基準は変わりますか？

変わりません。今回の改定は「1 口あたり単価」のみの改定です。

Q. 手続きは必要ですか？

特にお手続きは不要です。自動的に新単価が適用されます。

会員の皆様には本改定の趣旨をご理解いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。
ご不明な点は下記までお問い合わせください。

所沢商工会議所 総務課 電話：04-2922-2196 （受付 平日 9:00～17:00）

以上